

メーカー・ディストリビューターによる「紹介者キャンペーン」実施の留意点

バイクメーカー（インポーター）やディストリビューター等が Web サイトや広告で、自社バイクの購入者を対象に新たにバイク購入者を紹介してくれた方に謝礼を提供する「紹介者キャンペーン」を実施するケースがありますが、このような謝礼の提供が、将来の取引を誘引するための「景品の提供」とみなされ、過大な景品提供（景品表示法・景品規約違反）となるケースがあります。

そのため、「紹介者キャンペーン」を実施する際の留意点をまとめましたので、会員各位におかれましては、本資料を参考に企画を実施いただきますようお願いいたします。

【紹介者キャンペーンの考え方】

バイク購入者を紹介してくれた方への謝礼

お友達紹介キャンペーン実施中

新たにバイクを購入いただけるお客様をご紹介いただきました場合、両方の方に1万円のギフトカードを謝礼としてお渡ししています。

誰でも紹介者になれる

- 景品規制の適用外（正常な商慣習に照らして妥当な額）

謝礼

自社バイクの購入者のみが紹介者になれる

- 「取引に付随」した提供となるため景品類とみなされ、提供できる最高額は取引価格の20%以内（総付け景品）

景品

※「取引価格」と「景品の上限額」

「取引価格」は、過去に購入したバイクの価格ではなく、通常行われる取引の価格のうち最低のものとなりますが、自動車（四輪・二輪）業界においては、取引価格を「点検や整備料金の30,000円程度」として取扱うため、提供できる最高額は、その20%の「6,000円」となります。



「DMやメールマガジン」などを用いて、「紹介者キャンペーン」を実施する場合でも、その対象が自社バイクの購入者に限定される場合には、同様に景品としてみなされることとなりますので注意が必要です。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで nirin-info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114